

 $2005 \cdot 7 \cdot 22$

事務局 岡谷市長地片間町 2-5-5 TEL/FAX 0266-28-9230 (中野) http://www.geocities.ip/okaya9io/

ニュース No. 4

今年も"熱い夏"がやってきました。戦後 60 年の節目の年です。さまざまなイベントが計画されています。岡谷九条の会としては、8月6日の「世界平和祈念岡谷市民太鼓」を共催の形で行ないます。また、8月17日~23日には世界的な報道写真家石川文洋氏の写真展、8月20日に講演会を行ないます。日本と世界の平和な未来のために、皆様のお力添えをお願いします。

今後の予定

● 7月30日(土)九条の会・有明講演会

東京・江東区・有明コロシアム 13:30~16:00 (事務局より2名参加します)

● 8月6日(土)「世界平和祈念岡谷市民太鼓と平和の集い」

人類の願いは世界平和ですが、未だに世界のどこかで戦火の絶え間がありません。 今年は広島原爆被爆 60 周年の節目の年で、世界平和を訴えて始まった平和の太鼓も 10 周年 となり、下記宣言の趣旨で 110 名が世界に響けと打ち鳴らします。趣旨に賛同される方は、 お誘いあわせて参加してください。

諏訪湖ハイツ 芝生広場 7:30~

- 7:50 広島原爆の火 点火 (市長と小学生) (伊那市丸山公園平和の塔から分 火、その後平福寺で永久に火を守る)
- 8:00 市長挨拶・実行委員長挨拶・岡谷ドンドコ演奏
- 8:15 広島平和のサイレン中、ダイインで犠牲者の冥福と平和祈念
- 8:16 平和宣言採択 (小学牛)・広島市長メッセージ
- 8:17 世界に響け「勇み駒」打ち鳴らし
- 8:20 被爆アオギリ移植と寄贈(市長・校長・小学生)
- 8:30 戦争の語り部会・原爆被爆絵鑑賞・長編アニメ「はだしのゲン」上演(201 号室)、すいとん試食、10:00 解 散

世界平和祈念岡谷市民太鼓宣言 (小学生が作成するので異なる場合が有ります)

戦争のない、緑と湖につつまれた美しい郷土と世界平和を守るため、おかや総合福祉センター諏訪湖ハイツ広場で、世界で最初の原爆投下から 60 年を機に、広島原爆の火をともし、被爆アオギリ二世を移植し、日本国憲法第九条を守り、広島原爆投下の時刻にあわせ、全ての戦争犠牲者の冥福をダイインで祈り、日本の屋根おかやから、世界平和祈念岡谷市民太鼓を世界に響けと打ち鳴らし、声高らかに宣言します。

* 平和の火(原爆の火)は今後、東掘平福寺(小林聖仁住職)境内に点火継承してゆきます。 岡谷九条の会はそれに協力します。

原爆の火「平和を祈る火」を岡谷市に分火継承することになった経過

1945年8月6日、山本達雄さん(当時29才)は、陸軍兵士として広島に向かう列車で原爆に遭い、書店をしていた叔父の家で、いちばん好きだった叔父を殺した地獄火、恨み火、憎い火としてカイロに採火し、故郷の星野村に持ち帰り、叔父を悼む火として仏壇にランプで燃え続けさせました。

1968年、星野村が平和の塔を建立し、「平和の火」として継承しました。その火を1990年に「非核平和都市宣言をさらにすすめる伊那市民の会」(略称:伊那市民の会)が、反戦平和のシンボルとして星野村から分火し、火は丸山公園(常円寺隣)の「平和の塔」で燃え続けています。

2005 年、世界で初めて広島に原爆が投下されて 60 年と、世界平和祈念岡谷市民太鼓を打ち鳴らし続けて 10 周年を期に、NPO 法人岡谷市身体障害者協会と岡谷九条の会が協働して、伊那市民の会から分火し東堀平福寺境内に点火継承し、日本国憲法第九条を永久に守り、反戦平和のシンボルの火として守り続けることにしました。

山本達雄さんは59年間原爆の火を守り続け、昨年88才で天に召されました。

● 8月17日(水)~23日(火)石川文洋写真展・講演会

写真展「沖縄基地とアメリカの戦争」 8月17日(水)~8月23日(火) イルフプラザ3階催事場

講演会「カメラマンの見た戦争と平和」 8月20日(土)13:00~15:00 イルフプラザ3階多目的ホール

- 9月3日(土)のミーティングはお休みといたします。
- 10月1日 (土) 第二回ミーティング 諏訪湖ハイツ 201号室 14:00~ 「憲法と世界の動き」学習会(予定)

● 8月~9月 会員倍増月間とします。(ひとり1会員を増やしましょう)

理想を現実に従わせないで(「九条の会」ニュース第 40 号より)

「東京新聞」の発言欄では、「憲法と戦後」のテーマ特集をおこなっています。以下はその第7回目(5月25日)の東村山市・守屋裕子さんの発言抜粋です。

「日本には、政府や権力を持つものがお国のためにと、国民に大きな犠牲を強いてきた歴史があります。

憲法は崇高な理想をうたったもの。現実と理想が違うのはあたりまえ。違うからといって憲法の方を変えてしまうのは、目標を捨てて低い現実に埋没してしまうことです。 改憲ではなく憲法のめざす方向に現実を変えていくべきです。・・・

多数決で決めてはいけないものがあります。ですから強者や多数派による横暴から、 弱者や少数派を守るために平和や人権の普遍的な価値を明文化したものが憲法で す。・・・

憲法には「現状のままではいけない、もっとすばらしい社会をつくるんだ」という思いが込められているのです。」